

○奥州市地域医療懇話会設置要綱

平成19年 1 月 9 日

告示第 4 号

改正 平成25年 1 月21日告示第15号

平成25年 3 月 4 日告示第36号

令和元年 5 月24日告示第15号

令和 2 年 3 月 2 日告示第81号

令和 3 年 3 月 2 日告示第60号

(設置)

第 1 条 奥州市の地域医療に関する必要な助言等を行うため、奥州市地域医療懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会の所掌事項は、地域医療に関する意見及び助言とする。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師又は薬剤師
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、市長が招集する。

2 懇話会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、健康こども部健康増進課において処理する。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則（平成25年 3 月 4 日告示第36号）

平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 2 日告示第81号）

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

改正文（令和 3 年 3 月 2 日告示第60号）抄

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。